

「令和8年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園の指定に係る公募」質問・回答表

令和8年7月17日(金)17時までに受け付けた質問について回答を掲載します。

令和8年7月21日 こども未来局子育て支援部保育支援課

No.	質問事項	質問内容	回答
1	「福岡市特別支援保育事業補助金」における看護師等の雇用に係る人件費の補助について	福岡市医療的ケア児等受入指定園として認定された場合、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金」を活用できるとのことだが、従来の「福岡市特別支援保育事業補助金」の看護師等の雇用に係る人件費の補助について、交付を受けることはできなくなるのか。	「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金」における医療的ケアを提供する看護師等の人件費(常時受入れ体制を整える2名以上分)については、「福岡市特別支援保育事業補助金」の看護師等の雇用に係る人件費と補助対象経費が重複するため、併給はできません。 福岡市医療的ケア児等受入指定園として認定を受けた場合、医療的ケア児の常時受入体制を確保するための看護師等人件費については、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金」により補助を行います。 なお、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金」における看護師等の人件費については、福岡市医療的ケア児等受入指定園として医療的ケア児等の常時受入れ体制を確保するために必要な経費を対象とするものであり、補助対象経費については、従事状況、雇用実態、医療的ケア児等の受入状況及び他の補助金との重複の有無等を確認したうえで判断します。